

福岡県公報

平成29年2月14日
第3867号

目次

告示(第93号-第99号)

- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) …………… 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4

公告

- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) …………… 5
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 5
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) …………… 5
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 6
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) …………… 6
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) …………… 6
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) …………… 7
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) …………… 7
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) …………… 7
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) …………… 8
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) …………… 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

- (中小企業振興課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 10
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 10
- 管理理容師資格認定講習会の指定 (保健衛生課) …………… 11
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (保健衛生課) …………… 11

公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見公募 (警察本部交通企画課) …………… 12

告示

福岡県告示第93号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
古賀市
- 2 事業の種類
船原古墳広場(仮称)整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県古賀市谷山字柳原及び同市小山田字舟原地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する広場」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である古賀市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成28年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、古賀市が同市谷山字柳原及び小山田字舟原地内において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、古賀市初の国史跡となった船原古墳及び遺物埋納坑群の一体的な保存・整備を行い、古賀市の重要な文化財資源及び観光資源として広く市内外に公開するための広場として整備するものである。

船原古墳は、6世紀末から7世紀初頭に築造された複室構造の横穴式石室を有する前方後円墳であり、復元全長は45.5m以上に及ぶ。船原古墳の南側には古墳に付随する遺物を埋納した土坑が7基確認されたことから、全国初の事例となった。

特に平面形が逆L字状を呈する1号土坑から、金銅製の豪華なものを含む複数の馬具、挂甲、木製漆塗り飾り弓、鉄鏃、農工具など500点を超える出土品が発見され、馬具には、国内初の発見である金銅製歩揺付雲珠並びにガラス装飾付金銅製の辻金具及び雲珠、国内最多出土である蛇行状鉄器、国内3例目となる馬冑など希少なものが含まれていた。

船原古墳は、これまでに国内では類を見ない遺物埋納坑群が古墳に付随する点及び1号土坑に極めて希少価値の高い出土品が多く埋納されていた点が高く評価されており、さらには、古墳時代における北部九州の在地首長の政治的及び社会的動態や葬送儀礼の多様性を考える上で極めて高い学術的価値を有しているとされている。

このように、国史跡の指定を受けた船原古墳及び遺物埋納坑群は貴重な埋蔵文化財である一方で、土地を造成して形作られているため、その保護が土地所有者の行為に強く影響される性質のものであり、土地の開発や遺構面の露出などは埋蔵文化財自体の損失につながるおそれがある。また、埋蔵文化財は土地に刻まれた人類の営みの痕跡であり、文献等に記されていない郷土の歴史を知る有力な物証であることから、地域の埋蔵文化財の損失は地域住民が郷土の歴史や文化を知る機会を失う

こととなる。

以上のことから、古賀市では平成28年4月に策定した「古賀市教育大綱」において、船原古墳を古賀市の宝として次世代へ受け継いでいくために、計画的な保存・整備・公開活用を進めていくこととしている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、地域の歴史・文化を市民に解りやすく伝えることができ、学校教育における歴史の学習教材や生涯学習の活動拠点として活用するととどまらず、地域住民の憩いの場となる広場を提供し、市外から観光客を呼び込む観光資源としても活用することができるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されておらず、また、本件事業に係る起業地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地及び国史跡指定地となっているが、福岡県教育委員会及び文化庁から起業地に編入することに支障がない旨の回答を得ていることから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、遺跡の保存整備、利用者の利便性及び事業費の面の観点から3案について検討を行った上で、遺跡を適切に保存し、利用者の利便性が高く、事業費も3案中最小となる、社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、本件事業は古賀市が重点的に取り組む施策として「古賀市教育大綱」に掲げている事業であること、また、埋蔵文化財の保護が土地所有者の行為に強く影響される性質のものであり、保存措置の未実施は埋蔵文化財自体の損失、ひいては、地域住民が郷土の歴史や文化を知る機会の喪失につながるなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ

、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、古賀市から申請のあった船原古墳広場（仮称）整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所
古賀市役所（教育総務課）

福岡県告示第94号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木白木字ヌリヤ302の1、字堂ヶ迫522、字山口704の1、714の6、653・654の1・655（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、杷木松末字北向4141
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第95号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木白木字ヌリヤ343の1、字山ノ田362の1、362の3、杷木松末字戸田藪3174、字峠3379、3380、3382
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第96号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市嘉穂才田字勝負迫1895、1898の1、字フロノクチ1928の1、字桑原2096、2097
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第97号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町笠原字小スタ2941の1、2942
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小スタ2941の1（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第98号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
宮若市三ヶ畑字アガキ8の3、16の9、16の10
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第99号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市江川字クヌ木原2675の9（国有林。次の図に示す部分に限る。）・2675の14

・字高野河内ノ向2698の10・2698の11（以上3筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公告

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名 称	位 置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営小松原住宅	田川市	2,500円	7,500円	平成29年1月27日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 案件名

デジタル印刷機（備出32）

2 調達物品名及び数量

デジタル印刷機一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

4 落札者を決定した日

平成29年1月12日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

理想科学工業株式会社理想福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区大名一丁目8番10号

6 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

58,227,062円

7 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

8 入札公告日

平成28年11月18日

公告

解散した清算法人田川郡大任町大字大行事丹波地区土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
安方 三郎	田川郡大任町大字大行事1391番地3
溝口 忠弘	田川郡大任町大字大行事567番地
嶋田 健二	田川郡大任町大字大行事708番地1
村田 徳次	田川郡大任町大字大行事130番地1

梶原 敏彦	田川郡大任町大字大行事1238番地2
渡邊 信義	田川郡大任町大字大行事1425番地2
是末 博嗣	田川郡大任町大字大行事3592番地2
杉原 久記	田川郡大任町大字大行事3822番地
佐々木次男	田川郡大任町大字大行事4075番地1

公告

柳川北部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
石橋 崇	柳川市吉富町427番地1

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る業務の名称及び数量
福岡県立育徳館高等学校外17施設電力供給
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県立育徳館高等学校
(2) 所在地
京都郡みやこ町豊津973
- 落札者を決定した日
平成28年12月20日
- 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社 F-Power

(2) 住所

東京都港区六本木一丁目8番7号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

215,661,439円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年11月4日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る業務の名称及び数量
福岡県立戸畑高等学校外19施設電力供給
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県立戸畑高等学校
(2) 所在地
北九州市戸畑区夜宮三丁目1-1
- 落札者を決定した日
平成28年12月20日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社 F-Power
(2) 住所
東京都港区六本木一丁目8番7号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

221,547,291円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年11月4日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る業務の名称及び数量

福岡県立新宮高等学校外13施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立新宮高等学校

(2) 所在地

糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目12-1

3 落札者を決定した日

平成28年12月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社F-Power

(2) 住所

東京都港区六本木一丁目8番7号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

199,014,882円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年11月4日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る業務の名称及び数量

福岡県立太宰府高等学校外13施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立太宰府高等学校

(2) 所在地

太宰府市高雄三丁目4114

3 落札者を決定した日

平成28年12月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社F-Power

(2) 住所

東京都港区六本木一丁目8番7号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

193,587,245円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年11月4日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年2月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る業務の名称及び数量

福岡県立糸島農業高等学校外18施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立糸島農業高等学校

(2) 所在地

糸島市前原西三丁目2番1号

3 落札者を決定した日

平成28年12月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社F-Power

(2) 住所

東京都港区六本木一丁目8番7号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

201,029,674円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年11月4日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年2月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る業務の名称及び数量

福岡県立伝習館高等学校外19施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立伝習館高等学校

(2) 所在地

柳川市本町142

3 落札者を決定した日

平成28年12月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社F-Power

(2) 住所

東京都港区六本木一丁目8番7号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

204,417,737円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年11月4日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年2月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る業務の名称及び数量

福岡県立嘉穂高等学校外18施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立嘉穂高等学校

(2) 所在地

飯塚市潤野8-12

3 落札者を決定した日

平成28年12月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

丸紅新電力株式会社

(2) 住所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

204,830,855円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年11月4日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

宗像都市計画地区計画の決定（平成29年1月23日宗像市告示第16号）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年1月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス岡垣吉木店

(2) 所在地 遠賀郡岡垣町大字高倉字中縄手653番2 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年9月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,526平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
敷地北側	59
合計	59

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
店舗西側	10

合計	10
----	----

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
店舗北東側	27.0
合計	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
店舗建物内北東側	7.80
合計	7.80

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
出入口No.1	敷地北東側
出入口No.2	敷地北側
合計	2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ福岡店・日蔭野複合店舗

(2) 所在地 福津市日蔭野五丁目4-9 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハイパーモールメルクス新宮

(2) 所在地 糟屋郡新宮町大字上府898

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

ア) 周囲が住宅地のため騒音等の問題が発生した場合、誠意を持って問題解決に努めること。

イ) 車の乗入口の町道（歩道）のインターロッキングの修繕等については新宮町都市整備課と協議を行うこと。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ドナセナ

(2) 代表者の氏名

横瀬 文寛

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市南四丁目119番1の202

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所

福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成29年	6月5日（月）、6月12日（月）、6月19日（月）
第2回	平成29年	9月25日（月）、10月2日（月）、10月16日（月）
第3回	平成29年	11月20日（月）、12月11日（月）、12月18日（月）

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生 4時間

美容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人数

各回135名

7 受講料

18,000円

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成29年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所

福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成29年	6月5日(月)、6月12日(月)、6月19日(月)
第2回	平成29年	9月25日(月)、10月2日(月)、10月16日(月)
第3回	平成29年	11月20日(月)、12月11日(月)、12月18日(月)

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生 4時間

理容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人数

各回15名

7 受講料

18,000円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第28号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、自動車運転代行業者に対する自動車の使用制限に係る処分基準等（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成29年2月14日

福岡県公安委員会

1 意見を募集する処分基準（案）

- (1) 自動車運転代行業者に対する自動車の使用制限命令の基準（案）
- (2) 自動車運転代行業者に対する車両の使用制限命令の基準（案）
- (3) 自動車の使用者に対する自動車の使用制限命令の基準（案）
- (4) 車両の使用者に対する車両の使用制限命令の基準（案）

2 意見募集期間

平成29年2月1日から同年3月2日まで

3 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）

）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。